

## 第4回亀山市まちづくり基本条例推進委員会議事概要

日時：平成29年8月10日

13:30～

場所：市役所本庁舎3階 大会議室

### 1. 会長あいさつ

(要旨)

- ・ 第4回の推進委員会に臨みたいと思う。推進計画に基づいて、昨年度、市が実施・評価した事業について確認をするのが、今回の会議の主旨である。
- ・ 私たちの任期もあと1年となり、次の推進計画で、盛り込むべきテーマについても議論をしておきたいと思う。忌憚のないご意見をお願いしたい。
- ・ 愛知県内の自治体で、自治基本条例について委員を交え、状況を踏まえてチェックするような会議をやっているが、自治基本条例の内容がかなり詳細なものになっていることから、条文そのものを見直す必要があるのではないかというような提案も出始めている。亀山市の場合は、まちづくり基本条例は理念条例であるので、そのような問題は生じないと思う。例えば、地方自治体は最小の経費で最大の効果と言われるが、その自治体では、7～8年前の当時は、最小の人員で、最大の効果という考え方であり、条例にそのように記載がされている。現在では、働き方改革の観点や、職員の超過勤務、正規職員と非常勤、嘱託の職員の数がほぼ同数となってきている状況の中で、最小の人員という表現がよいのかどうか、条文を変えようかという議論になっている。時代にそぐわなくなってきた条文は変える必要があるだろうし、推進委員会から提起をしていかなければならないこともあると思う。

### 2. まちづくり基本条例推進計画の平成28年度評価

#### (1) 全体進行の説明

資料説明：事務局

- ・ 第4期推進委員会の進め方についての確認
- ・ 平成28年度評価の進め方やタイムスケジュールについて

#### (2) 個別事業の平成28年度評価について

##### ①地域コミュニティのしくみづくり支援事業（地域づくり支援室）

資料説明：担当室

- ・ 平成28年度活動概要、活動成果、平成29年度の方向性について説明  
(地域予算制度、地域リーダーの養成等)

委員：昨年、たくさんの制度を作っていただいて、それなりにメニューが充実し、整っ

てきたのかなと思う。非常に感謝している。しかし、一つひとつのものに関しては様々な問題を含んでおり、それが現場のほうできちんと運用ができるかについては課題があると思う。

例えば、地域まちづくり協議会と行政との協働については、実際に、まちづくり協議会と市の縦割り組織とどういうふうにマッチングさせていくかということが一番の課題であると思う。このことについては、平成29年度の方向性のところでどのようにしていくかは記載されておらず、これからの課題として捉えられているのかなと思う。ただ、この問題を見直していくためには、行政組織全体をある程度変えていかないといけないので、かなり重い課題かなと思う。

地域予算制度については、現在、実際現場にて地域予算制度を運用させていただいているというところであり、この制度を構築いただいたことに非常に感謝している。しかし、各まちづくり協議会への配分される予算が、人口割半分、基礎額が半分という配分になっており、人口が多い地域と少ない地域によって差があり、人口が多い地域ではもちろん予算金額も大きくなっている。どのまちづくり協議会でも、同じような事業をやることが多く、その事業実施にかかる費用はどのまちづくり協議会においてもあまり変わらない。そのような中で、予算額が人口比に大きな影響を受けるのではなく、基礎額を増やすような仕組みにしないといけないと思う。人口の多い川崎地区や井田川地区ではかなり大きな予算額になっている。

地域予算制度の予算の使い方について、この秋頃以降に監査・モニタリングを実施して、指導・助言を行うとのことだったが、あまりやらないほうがよいと思う。地域予算制度で使ってはいけないこととなっている項目は、飲食や宗教関係の行事での使用、政治活動などがあるが、それ以外はどんなことにでも使用してもよいことになっている。そのため、その使用について具体的に使う、現在の段階で指摘等を受けると、使う側のまちづくり協議会としては委縮してしまうのではないかと思う。1年間の結果をみた上で監査をし、来年度に向けて改善をすればよいと思う。

それから、地域担当職員の方が、月に1回、庁内で会議を開き、各地域の取り組み内容や状況を報告や議論をしているとのことであるが、その議論等が各地域には全く見えてこない。地域担当職員の方は非常に頑張ってもらっているが、会議の結果をまちづくり協議会へバックしてもらおうようにしてもらわないといけないと思う。「他のまちづくり協議会ではこういうことをやっていますよ」とかという情報提供がほしい。

会長：組織の改革は大きな話である。

担当室：今度、平成30年に機構改革を予定しているが、地域まちづくり協議会とのあり方も含めてどこまで反映できるか。まだまだ課題は多いと思う。

会長：平成30年に機構改革をするのであれば、既にかなり議論をしていないといけない。

事務局：今年の12月には条例改正についての議案であげていくスケジュールになると思う。この議論が担当部署と人事当局との間でどこまで調整ができていくかはわからない。

委員：機構改革のチャンスをぜひ生かしてほしいと思う。

会長：他の自治体においても、行政の縦割りを克服しないといけないという中で、行政組織をどのようにしていくかというときに、市の組織も県とか国に繋がった縦割りの組織だから、残念ながら縦割りを克服できないことが多い。その場合、プロジェクトチームを組織する、あるいは、まちづくり推進官のようなポストを各部やもう少し小さな各セクションに置いて、横調整をするような形をとることが多い。

担当室：まちづくり協議会側も行政に対して何かをするときに、どこの部署に行けばよいかわからない。また、行政側もまちづくり協議会と一緒に行政の施策をやりたいというときに、どのようにしてまちづくり協議会とコンタクトを取ればよいかわからない。行政部署の中で、コーディネーター的な役割をする部署が必要であると思う。

地域予算制度については、地域予算額 2,200 万円のうち、50%の 1,100 万円を固定費として設定し、22 地区に一律 50 万円ずつ配分しており、残りを人口割で配分する。人口割が50%であり、人口割の割合が多すぎるため固定割を大きくしてほしいとのことであるが、この割合は何に基づいているかというと、これまでの補助金であったコミュニティ活動助成金と比較し、今回新たに交付した交付金の額の方が多くなるように設定しているところからきている。この割合によって、人口が少ない地域に交付される額が少ないとの意見であったが、例えば、この固定費を70%に設定すると、人口割が30%になるので、人口が多い地域では交付される額がかなり少なくなるので不公平ではないかというような意見が出るのが想定される。この割合については妥当な数字であると考えている。

委員：基礎額 50%、人口割 50%という割合は非常に無難なところであると思う。しかし、人口割 50%であると、人口の多いまちづくり協議会では、協議会の予算における交付金の割合が大きくなり、各世帯等から集めている会費の額を減らしてもよいという選択肢も出てくるのではないか。

担当室：より積極的に事業展開をしているまちづくり協議会と、そうでないまちづくり協議会との間で差がある。より積極的に事業展開している場合は、まだまだお金が足りない状態であると思う。ただ今回、基礎額を一律 50 万円としたのは、基盤となる事務局をしっかりと整備していただくためである。その整備ができた後に更に発展させていければと思う。

委員：市民活動応援券の配分についても同じ割合である。これからの課題として、地域予算制度を運用していく中で、ますます事業が発展的になっていくのかどうかきちんと見ていかないといけないと思う。まして、各世帯の会費を減らしていくような方向になり、まちづくり協議会の活動が縮小していったらならない。2~3 年長い目で見て、検討いただきたいと思う。

委員：まちづくり協議会の人口の多いところも、イベント等の開催の際には、会場の場所の広さの制約等の問題があり、全員が入りきらないことがある。人口が多すぎるのもよし悪しである。私たちの地域は人口が少ない方である。地区員全員がイベントに出てきてしまうと場所も予算も足りない。しかし、地区員の半分くらいしか出席してこないため、対応可能な状態となっている。

委員：地域イベントの出席率は 30~40%くらいである。

会長：まずは地域予算制度の配分額を基礎額 50%、人口割 50%でスタートさせるが、それを見直すこともあるのか。

担当室：一定期間実施してみて検討していきたい。

会長：そのためにも、地域に交付されたお金がどう使われるかについて、市は 10 月頃から、モニタリングしたいということであるが、年度を越えたところで実施したらよいのではないかという意見である。

担当室：地域予算制度は「自由度の高い」という特性を持っているので、まちづくり協議会としても地域住民の方へ情報公開の責任がある。そのような体制になっているかの確認も含めて、モニタリングしたいと思う。行政に対してではなく、地域住民の方に開かれた体制になっているかが重要である。

委員：規制をかけないような方法でお願いしたい。

担当室：規制をかけるというものではない。

委員：しかし、モニタリングを受けた側からすると、そのように感じ取ることがあるので十分に気をつけていただきたいと思う。

事務局：技術的な助言の意味合いでのモニタリングであると思う。お金の使い方ではなく、支払いに関する手順等についての助言もあると思う。

担当室：地域担当職員の課題は認識している。各地区のまちづくり協議会の会議に参加をしても発言をしない職員もあり、できる限り積極的に発言をするようにと指導している。地域の出身の職員を地域担当職員としているので、「一住民として積極的に発言しよう」と声をかけているが、おとなしい職員が多い。今後も担当職員会議の中で指導していきたいと思う。

委員：たまには地域担当職員をシャッフルしてはどうか。その地域の住民であるから、こうしたらよいということをお願いしたいと思う。違うアイデアを与えるために違う職員を会議に参加させていただくこともよいのではないか。地域課題の解決に向けての作業等が進んでいる地域はよいかもしれないが、進んでいない地域は少し風を入れてもらってもよいかなと思う。

委員：私の地域に来ていただいている地域担当職員の方は非常に遠慮されているように見える。本当に毎回来ていただき、夜遅くまで参加いただいておりますが、頭が下がるが、積極的な発言は禁じられているのかなと思うくらいである。

委員：職員と地域のどちらの立場をとったらよいかわからない場合もあるのかなと思う。

委員：職員間の会議で各まちづくり協議会の情報も共有されていると思うので、各地域のまちづくり協議会の会議の場において、それぞれのまちづくり協議会の状況も報告してもらいたい。

委員：私たちは市民活動応援券やまちづくり基本条例のことを知っているが、あまり市民の方は知らない。まちづくり基本条例についても一般の方にわかるように、事務局の方はしないといけない。

地域担当職員について、私の地域では全く発言がない。自治会とまちづくり協議会のあり方について説明してほしいけれども説明できない。行政の代表として参加いただいているので、もっとはっきりと発言してほしい。地域担当職員はよく勉強してほしい。

自治会のことやまちづくり協議会のこと、まちづくりの事例など基本的なことを全然知らない。同じ地域住民として発言しづらいのであれば、地域担当職員をシャッフルして、「この地域ではこんなことをしています」と提案をしてほしい。

委員：これから市の職員が発言するための時間を設けたいと思う。

会長：地域担当職員同士が月に1回情報交換をしているのであれば、ぜひその情報を各地域に伝えてあげてほしい。

委員：この半年間を通じて、すごく各地域のまちづくり協議会などの活動が活発になってきたなと肌で感じている。しかし偏りもあり、市民活動応援券が余ってしまうために、それに囚われて必死になって使っている地域もある。そういうことではなく、電球一つを替えてもらうことに市民活動応援券が使われるというようになればよいと思う。とにかく使わなくてはいけないとなっている部分がある。

イベントが開催されるときに回覧を回すが、見てもらえていないことが多く、近所の人に声をかけたら「知らなかった。ぜひ参加したい。」と参加いただいた。広報でイベントを宣伝しても意外に見てもらっていないことがわかった。また、イベントを開催しても交通の便がなく参加できないことも多い。まちづくりに対して共通で使える予算があればよいのではないかと思う。市役所からバスを出してもらっても、来てもらうのに時間がかかるため、まちづくり協議会等が主体となって、運行する仕組みはできないか。

広報等の情報を知っている人は、様々なことに参加しているが、結局、わからない人、知らない人はわからないままであり、振り回されて終わるような状況がある。

委員：地域担当職員が地域で発言することに責任は問われないのか。責任を問われることを気にして発言を控えているのではないか。

担当室：地域担当職員は、行政の代表として各まちづくり協議会の会議に出席しているのではなく、アドバイザーとして出席している。

委員：知識はいると思うが、発言によって後々の自分の責任にならないかという心配があるのだと思う。

委員：職員によって得手不得手がある。おしゃべりが上手な方と苦手な方がいるので、その辺りの差はあると思う。そのため、たまには2人で地域の会議に行くなど工夫も必要であると思う。

会長：地域担当職員は各まちづくり協議会に1人か。

担当室：1人である。

会長：できれば複数人で地域の会議に入ってほしいと思う。他の市町は管理職が担っている場合がほとんどである。管理職であれば、ある程度知識もあって、経験も積んでいるということである。管理職未満の一般職員が担当しているので、職員の人材育成も兼ねている。

委員：市でももう少し育成してから地域へ来てもらわないといけないと思う。地域で育成するというのは虫がよすぎると思う。

会長：当然、最低限の知識は持っているはずである。

担当室：行政職員のノウハウを地域に役立てていきたいと思う。毎月1回会議を行い、

情報共有をしているので、地域へしっかり情報を伝えていきたい。

事務局：最初の一步は、地域担当職員の会議での情報共有をきちんとしていくことである。

担当室：イベントの情報の発信等については、まちづくり協議会によって発信頻度が異なる。月に1回会報紙を発行している地域もあれば、年に1、2回という地域、ホームページを立ち上げて発信している地域もある。目標としては各まちづくり協議会でホームページを立ち上げることにしている。また、ITに詳しくない方もいるため、できる限り会報紙を発行して欲しいとお願いしているところである。

委員：回覧板がきちんと回っているのに、見ていない人が多い。

委員：まちづくり協議会のたよりは全戸に配布していないのか。

委員：回覧板のみで、配布はしていない。

委員：回覧ではなかなか見ていただけない。

委員：私たちの地域では新聞という形で個々の家に届けられる。そのため、ある程度、地域でどういったことが起こっているかがわかる。

会長：情報発信の手段として、回覧板では伝わりにくいということを経営担当職員から伝えてもらったほうがよいと思う。ホームページもなかなか見てもらえるレベルにならない。大学の近くの地域にホームページのアクセス数がとても多いところがある。そこでは掲示板で地域の課題について議論させている。管理者からすると怖いところがあるが、アクセス数はかなり多い。そのノウハウについて担当者から教えていただけることになり、大学の後期の授業で来ていただく予定である。ホームページを効果的に見せることについては、地域にかつて業務の一環としていた人がいると思うので、ぜひ見つけてほしい。

委員：関地区は広報無線があるため、地区だけに限定して放送することはできないか。回覧は、一家の誰かが見たら、次の家へ回してしまうので情報が行きとどいていないことが多い。

委員：私の地区のまちづくり協議会では、イベント等の情報をどのように知ったかについてのアンケートをしたところ、ホームページと答えたのは10%にも満たない結果であった。参加してくる人は高齢者が多いということで、ホームページはほとんど見ていないのが現状である。先生がおっしゃるようなアクセスが多いというのは理想の形だと思う。現在、ホームページではなく、まちづくり協議会だよりに力を入れて発行している。その結果、やっと認知されてきたところである。それともう一つの問題は、受け取り側にも問題がある。こちらが一生懸命やっても、相手がほしくない情報であれば誰も見向きしない。魅力ある発信方法をみんなで勉強して、その発信を心掛けていかないといけないと思う。

会長：広報のあり方、効果的な広報の方法について、市の主催の広報研修もよいと思うが、まちづくり協議会の連絡協議会が主体となって開催するのもよいと思う。

担当室：まちづくり協議会の連絡会議がある。そこで議論がでてくればよいと思う。

会長：そこから意見が出てきたらよいと思う。

委員：地域まちづくり計画の未策定の地域が10地区もあるので、まだそのレベルには

達していないのが現状である。

## ②市民参画協働事業（共生社会推進室）

資料説明：担当室

- ・平成28年度活動概要、活動成果、平成29年度の方向性について説明  
（協働事業提案制度の制度検証、制度設計、制度周知）

会長：協働事業提案制度については、アンケート調査や庁内の議論を踏まえて、制度としてあまり大きくは変えていないということか。

担当室：はい。当初は、提案件数が減少しているため、その要因等について検証を行うこととし、庁内調査を行った。調査の結果、協働事業によらない協働が行われていることがわかった。そのため、協働事業提案制度を利用しないものが多く、私たち事務局が間に入らなくてもやっていたということがつかめ、そのような形が一番望ましいことであるという結論に達した。ただし、協働の相手方が見つからないものや困難なものや相手方が多室に渡る場合には引き続き協働事業提案制度を利用していきたい。また、まちづくり協議会や企業との協働などの新しい協働については事務局が入って進めていくことになった。

委員：先ほどの話とリンクするが、地域担当職員に対して協働職員研修を実施し、地域担当職員の意識をアップすることはできないのか。

担当室：研修については、協働推進委員を対象に行っている。協働推進委員は室長級となっている。協働推進委員において既に研修を受けたことがある人は部下を出席させている場合もある。希望者についてはどんどん研修を受けていただきたい。

委員：入庁して何年目までを統一して教育をするのか。管理職や準管理職の人は知識があって当たり前である。徐々に年数を重ねていくから教育は必要ないというわけではないと思う。各地域のまちづくり協議会の会議には準管理職以上の職員が行くべきであると思う。地域の方から質問されたにも関わらず答えられないのでは会議が成り立たない。ある程度教育された職員が地域の会議に行くべきである。

担当室：職員の基本的な研修は人事部署のほうで段階に応じた研修を行っている。

委員：まちづくり協議会の地域担当職員の方はどのくらいの役職の人か。

事務局：地域担当職員は30代～40代前半くらいまでの職員かと思う。

会長：平成30年2月に協働職員研修があるのであれば、地域担当職員の方も参加いただいたらどうかというご意見である。協働職員研修は事業推進委員である室長級の方を対象に行われるとのことであったが、若い職員にも協働とは何か、協働をどう進めるかについて学ぶ機会とできないか。特に、まちづくり協議会の地域担当職員にはより広い知識をもっていてほしい。

委員：市民団体の活動等には若い人にも参加してほしいと思う。イベントの開催が平日の昼間であるとなかなか参加できない方が多い。休みが土日とは限らないかもしれないが、工夫してほしい。

また、三重県全体で市民活動団体の資金獲得のためのコンテストを実施していると思うが、亀山市独自で同じようなものがあると若い世代の方にはよいのではないか。

事業選定委員の方はどのように選ばれているのか。

担当室：団体の選出の者、市長が必要であると認める者などの枠の中で委嘱しており、公募委員はいない。

委員：以前より提案が少なくなってきた。昔は提案が10件くらいあった。

会長：協働事業選定委員会と市民参画協働事業推進補助金選定委員会の会議も合同で9月から始めるのか。

担当室：そうである。

会長：やり方もあまり変えていないのか。

担当室：はい。よい事例ということで、プレゼンを一般市民に見ていただけるような形で実施している。

委員：この事例発表については、まちづくり協議会に声をかけてもらうことはなかったが、この前、市民協働センターみらいで発表会があったので、関心があり、見学へ行った。まちづくり協議会へは周知をしていないのか。

担当室：特段、まちづくり協議会や企業をターゲットとしているわけではないため、一般向けに広報をするに留まっている。

委員：まちづくり協議会へ声かけをしてもらえれば、そこから一般市民にも広がると思う。

会長：まちづくり協議会の特色は、地域限定ということである。地域限定のものであっても、その地域でできたものが全市的に広がりを見せるものになるかもしれない。まちづくり協議会から具体的な提案があってもよいと思う。

委員：地域課題がそれぞれの地域にあるので、自分たちで解決できない部分の解決の手がかりになると思う。

会長：どの自治体でもそうであるが、2025年問題を迎えるにあたって、地域包括ケアシステムを実施するときに、まちづくり協議会が関わらずにどのように進めていくのかという問題がある。まず、まちづくり協議会が目指す目標としていかなければならないのが2025年であると思う。この地域包括ケアシステムの事業を地域で担えるようにしておかないといけないと思う。各地域でのよい取り組みが市の全域に広がることもあるかもしれない。

委員：地域課題に関しては、私たちも自分たちで解決しなければならないと思っているものの、なかなか前に進まない状況にある。やはり行政に手伝ってもらえればよい方向に進むと思う。

委員：2025年に75歳以上の割合が大幅に増えたときに、運転免許証の返納とその後の交通手段をどうするかの問題は大きいと思う。

会長：交通手段の問題は大きいと思う。2025年までには白タク営業も可能になると思うが、乗合運行を始めることなども考えないといけない。そういった事業をする若い人たちの組織ができるかどうかである。そのようなことを協働事業として検討できる場があってもよいと思う。

委員：まちづくり協議会との協働については、これから考えていきたいとのことであったが、実はそこが大事であると思う。まちづくり協議会の課題や問題の解決に提案制度を利用すると、スピード感に欠けるものになる。各まちづくり協議会が作成している地域まちづくり計画の中で、一つひとつ具体的な事業が見えてきたら、その課題解決に向けては市のどの部署と一緒に取り組んでいくという位置付けをし、その都度、相談していく仕組みを作らないといけない。現在、各まちづくり協議会では地域まちづくり計画を作っており、地域の課題が見えてきている段階である。例えば、この地区はこの問題を協働でやりたい、あの地区はあの問題を協働でやりたいというようなまちづくり協議会からの意見に対して、行政と相談等が進み、具体的な事業になっていくことが望ましい。

連合自治会は年度初めに市に要望を行っており、それが具体的な事業につながっている。しかし、まちづくり協議会にはそのような仕組みがない。例えば、防災の関係であれば、自治会単位での防災活動には限度があるため、まちづくり協議会単位での防災活動に取り組む必要がある。では、その内容をどのように地域まちづくり計画に位置付け、具現化していくかについて仕組みを作っていってほしい。

会長：まちづくり協議会の地域課題を解決するための手段として、来年以降の提案制度にのせるために、早めに事前打合せをするということか。

委員：スピード感に欠けるので、提案制度で行うつもりはない。地域としては、課題が見つかったらすぐに取りかかりたいと思うので、別の仕組みを考えてほしい。地域まちづくり計画を作成した段階で、年度当初にこの地域ではこんな課題に取り組んでいくという情報共有をする場があってもよいと思う。

事務局：協働事業の枠ではなく、市の施策推進の方法についてのご意見をいただいたと思う。まちづくり協議会を含めた地域団体との協働の必要は福祉の分野、防災の分野、健康づくりの分野など様々な分野において存在し、第2次総合計画の中でも「地域と協働しながら」、「地域の意見を聞きながら」という書き込みがある中で、どのようにやっていくのかという話になる。ただ、要望を受けた担当部署の方向性と合致していれば、速やかに進んでいく場合もあると思うが、そのようにならない場合において、担当部署は対応するだけでよいのか、計画的にやっていくのかという問題があることに加え、適正性、平等性についても考える必要がある。一定のルール、仕組みを整える必要があると思う。

委員：私の地域では、地域包括ケアシステムについて、その一部を平成30年度から運用しようと検討中である。しかし、地域単独で運用するには限度がありますので、そこで行政の力を借りたいという思いがある。

事務局：先ほどの地域コミュニティのしくみづくり支援事業の話かもしれないが、まちづくり協議会に対応する組織の役割の話になるかと思う。単なる受け継ぎ、引継のとりあえず窓口になってしまうことは避けていきたい。

委員：現在、私の地区のまちづくり協議会のほうで、地域の交通手段の確保を行う交通対策としてハイエースを走らせる計画である。地域では総会による承認も得て、市の担当部署に計画を出している。

事務局：全市的に共通して連携していく部分もあると思うが、地域性に応じて、この地域には必要であるが、この地域には必要がないというものもある。そこには一定のルールを作り、工夫していかなければならない。

会長：行政側には平等性や公平性が求められるところがあり、一筋縄ではいかない。

事務局：サービスの手厚さの度合いが地域によって大きく差があると一定の理屈が通らないものもあるので、ルールや基準は必要である。

委員：非常に難しいところであると思う。共通したルールができるのを待っていると、早く進んでいる地域がいつまでも待たされるということもある。

会長：ただ、提案事業で重要なポイントとなるのが、一番最初に行った事業はモデル事業になることを意味するので、そのことを一般化する方法もあると思う。

### ③市民活動応援事業（共生社会推進室）

資料説明：担当室

- ・平成28年度活動概要、活動成果、平成29年度の方向性について説明  
（市民活動応援制度の制度検証、制度設計、制度周知）

委員：私はまちづくり協議会側と登録団体側の両方をしている。例えば、登録団体がまちづくり協議会へ利用のお願いをしても、まちづくり協議会側も年間の計画があるため、来年度事業での検討という形に終わってしまう。スピード感が全くない状況となっている。

まちづくり協議会からすると知らない団体が多い。また、登録団体からすると各地区のまちづくり協議会の担当の人を知らないため、どこへ売り込みに行ってもよいかわからない。前回は提案をさせていただいたが、まちづくり協議会側と登録団体側との接点の場がほしい。婚活のような場を設けていただけると、お互いを知る機会が確保できると思う。まちづくり協議会側が団体を招く場合には、まちづくり協議会の担当の方の個人の能力で接点を持ち、招いている場合がほとんどであるので、全体が接点を持てる機会を作ってほしい。

担当室：前回はご意見をいただいたところである。この制度が始まった年はPRも兼ねて、そのようなイベントを行った。参加者の方が少なかったことと、まちづくり協議会からは冊子があれば登録団体がわかるので大丈夫であるとの意見もいただいたため実施していない。

委員：一生懸命、活動の場を確保しようと売り込みにいっている団体の方もいる。がんばっている登録団体に機会を与えてあげてほしい。

会長：まちづくり協議会も自治会などの地縁系の団体は、居住されているところを中心に組織された団体であるため、全市的に活動している団体との接点がないというのは確かである。例えば、ある自治体で経験したのは、活動団体がブースを出して、まちづくり協議会や自治会の方にきていただき、ブース三か所で活動団体の話を聞いてきてもらったら、食事券と交換し、外にお店を出している市民団体の食事が振る舞われ

る仕組みになっていた。何らかの形でマッチングの機会が必要であると思う。市民活動応援事業の冊子もよくできているが、会って話をしてみる機会があってもよいと思う。

委員：私の記憶では、この市民活動応援制度が始まった時に1度だけマッチングのイベントが開催されたと思う。認知度も上がってきたので、一度検討していただきたいと思う。

委員：個人メニューの登録の増加とあるが、例えば個人においてもコースの方を招くことができるということか。

担当室：例えば、応援券10枚あればよい、時間や規模を小さくして10分単位としたなど、少人数等でも活用できるような形のメニューが増えた。子ども会のメンバーやご近所さん同士でも活用することができるようになった。ぜひ活用してほしいと思う。

委員：例えば、子どもの面倒を見てもらえるなどのメニューがあれば、若い世代にも利用されるのではないか。急に風邪をひいて、面倒を見てもらえると思う。普及するのではないか。少しずつでも増やしていけるとよいと思う。

担当室：託児の団体さんにはそのようなメニューを新しく作っていただいたので、活用できるようになっている。

会長：市民活動応援券の裏の使用の書き込みはどれくらいしてあったか。分析はしたか。

担当室：はい。応援券が回っている回数は前年程度で、ほとんど回っていないのが現状である。回っている回数としては1回程度である。

会長：それを地域でもっと回すことができたらよい。「犬の散歩でありがとう」、「子どもの世話をしてくれてありがとう」、「学習支援してくれてありがとう」という感じで利用してもらえるとよい。

委員：各施設に設置されている寄附ボックスや寄附ボードに応援券が入ると、なかなか取りだす機会がないのが現状である。また、市民団体側は次に利用するということがあまり考えられない。

担当室：ある市民団体さんは、自分たちのイベントを開催するときに、託児を行う団体と呼び応援券を活用するとのことである。団体同士で利用する事例もあるようである。

会長：とてもよいことである。市民活動応援制度が始まったときに、梅ジャムを作る団体があり、その団体もそこで得た応援券を梅の木を復活させている団体さんに渡していた。ある時には「日本円ではない」と言い張れるようなしくみがこの地域通貨のポイントであると思う。価値を交換しているのであって、通貨を交換しているのではない。

委員：最後に市民団体に応援券がいく仕組みがあればよいと思う。個人利用をすると最後に団体に届かないことがある。

委員：寄附ボードにたくさん入れていただいていた。何もしてないのに入れていただいてとても感謝しているが、次に回すことがないので、申し訳ないと思っている。

会長：次に使えるようにしていかないといけない。ただ、お話しをお伺いしている限り、未使用の率も5%以下とのことであり、他の類似の仕組みがないので検証ができないが、十分に利用されているとも考えられる。

委員：先ほど意見もあったが、無理をして使っている人もいるかもしれない。

委員：少しずつであるが広がっている印象を受ける。

会長：団体の間のやりとりはこの制度の半分の側面だと思う。残りの半分の側面である個人間のやりとりがなかなか回っていかないのだと思う。

登録団体の中に、小中学校は入っていないのか。

担当室：入っていない。

会長：ベルマークの活動にも似ていると思う。最近では、コミュニティスクールや学習支援の話が出てきており、活用も可能なのではないか。応援券をまちづくり協議会から学校に渡してもよいし、学校からまちづくり協議会に渡してもよいと思う。

委員：校内の草取りをしてもらったら応援券を渡すことなどが考えられるのではないか。

会長：活動をしたPTAに回っていくのもよいかもしれない。

委員：しかし、最終換金は登録団体となるので、限界があると思う。

会長：学校がそういう団体になっていてもよいのではないか。

委員：学校が登録団体になるのは行政側も抵抗があると思う。

会長：現在、「開かれた学校」が求められている時代なので、地域と学校を繋ぐ一つのツールと言えるものであればよいと思う。

委員：学校ではなくて、学校運営協議会を団体とすれば、うまくいくかもしれない。

#### ④まちづくり基本条例と整合の検証（企画政策室）

資料説明：担当室

- ・平成28年度活動概要、活動成果、平成29年度の方向性について説明  
（チェックリストのホームページでの公表、検証方法の充実）

会長：このチェックリストは市の内部で、まちづくり基本条例と各条例・計画がきちんと整合がとれているかチェックするためのものであり、今回は、市民目線を担保するため、その結果についてはホームページで公表したというものである。

担当室：本条例は亀山の基本を示すものであると考えている。このパブリックコメントの対象となるものは市の方針となる条例や計画であるため、まちづくり基本条例の考えを踏まえて策定されているかをチェックしていくということは重要なことであると思う。これまで、チェックリストを作成するだけであったが、職員がこういった視点でチェックしたらよいかのポイントを作り、整合を確認できるようにした。職員の意識を向上させるとともに、それを公表することで、一定の客観性も担保していくような形をとった。

委員：非常によい仕組みがスタートしたと思う。ただ、公表されたのは12件だけであるので、第1段階の位置付けだと思う。全事業の中で、段々と重要度の高いものから運用していけばよいのかなと思う。

また、職員の意識向上を図るという意味で、意識が向上したかを測るよい方法はないか。

担当室：職員側のまちづくりに対する考え方を施策に浸透させていくことができたかどうか成果になるのかなと思う。しかし、条例や計画を策定するときに、必ずまちづくり基本条例の視点を入れることにしても、それを測れることは難しいと思う。策定された条例・計画の出来栄えにより測るのかもしれないが、その要素が多ければよいというものでもない。同じ分野の条例や計画というのは、二つと存在しないため、比較も難しいと思う。

委員：職員は昇給、昇格のときに試験は受けるのか。

担当室：ない。

委員：もし、そのような機会があれば試験問題に反映できるかもしれない。

会長：ただし、人事考課は全員対象となっていると思う。まちづくり基本条例を理解して日々庶務に従事しているかという評価はできるかもしれない。

担当室：その要素を何かしらの方法で入れることもできるかの検討は必要であると思う。人事の基本方針には合う内容であると思う。

会長：その要素が入ったら、すごく楽しい。人事考課に影響するのであれば、とても面白いとは思う。

担当室：亀山独自の評価システムとしてできるのであれば、面白い、前向きなものになるのかなという印象はある。

会長：人事考課制度が本格的に地方自治体で始まったのは昨年くらいからか。

担当室：はい。処遇反映についてはまだ実施はしていない。

また、チェックリストの作成や公表を全事業に拡大していくとの意見があったが、事務量との関係が非常にあり、一定の横ラインを一目盛下げると事業数は数百という数になってくる。その作業にかかるコストとまちづくり基本条例推進の効果をみたときの問題もあるため、拡大していくのは難しいと思う。

委員：パブリックコメントを求めるのは重要なことだと思う。実際に平成 28 年度 10 月からの実施されたパブリックコメントへの反応はどのくらいであるか。

担当室：計画により、反応は様々である。意見が全くないものもある。一番多く意見があったのは亀山市学校教育ビジョンであり、提出件数 43 件であった。第 2 次亀山市総合計画は 19 件の意見提出であった。また、チェックリストに対してのご意見も同時に募集をしているが、現在までの募集の中で意見はなかった。

担当室：学校教育ビジョンは、学校の先生、保護者の方も含めて、その関心の高さから意見数が多かったのではないかと考える。

### 3. まちづくり基本条例推進委員会の次期検討テーマについて

資料説明：事務局

会長：私がすごく気になっているのが、中間支援組織である。そろそろ必要な時期にきていると考える。

委員：自治会とまちづくり協議会の関係については、地域コミュニティの確立のために

避けて通れないものだと思う。未だに整理されていない。また、住民の間では理解ができていない状況にある。お互いの立場から見直して、お互いのあるべき姿を明確にしたほうがよいのではないか。住民の目から見てもわかりやすくするべきだと思う。

また、会長が言われたように中間支援組織の問題があると思う。

委員：関宿でも空き家が多くなってきており、例えば、観光協会を中間支援組織として観光と一体化した取り組みができるかもしれない。空き家対策と観光誘致をしながら、中間支援組織として、まちづくり会社をつくるのではなく、タウンマネジメントをすることもできるのではないか。

委員：中間支援組織は自立していないと意味がないので、その考え方はよいと思う。

会長：次回の会議においても検討していくこととしたい。

#### 4. その他

##### 委員より説明

- ・「亀山市のまちづくりの展開を考えるシンポジウム」の提案（私案）

委員：まちづくり基本条例そのものをどのように広めていくかについては課題になっていた。これを契機として捉えられないか。条例ができてから8年が経つので、ちょうどよい時期かなと思う。条例を生かして、今後どのように活動していくか、これ以降どう発展させていくかについて、この委員会を母体とした実行委員会でシンポジウムができればよいと思う。

会長：申請書の内容はかなり詳細なことを書きこむのか。

委員：はい。この自治総合センターの助成金については、昨年度、私の地域のまちづくり協議会もいただいているが、内容が変われば、その都度、連絡すればよかった。ただ、全体の内容が決まらなければ申請ができない。申請期限までの20日間でどれだけ詰められるか。

委員：PRについてはこれまでできていなかった。行動を起こすには良い時期かもしれない。

会長：市民活動応援制度や協働提案制度とかのPRについてもやっていくということか。そのために、2日間にかけての開催計画になっているのか。

委員：はい。

事務局：この助成事業に関する文書については、庁内でも周知されている。他の分野でも手があがる可能性がある

委員：このシンポジウムの補助金は上限が300万円である。また会場の研修センターは小部屋がたくさんあるので分科会等にも適していると思う。

事務局：採択不採択を別にして、日程と場所の確保は必要である。

委員：私たちもいつかやりたいと思っていた。もっと内容を詰めていけば面白いものができると思う。

会長：それではやっていく方向で進めていくことにする。現時点では、みんなで議論する時間がないため、メール等でのやりとりで詰めていきたいと思う。

委員：原則、シンポジウムの開催は土日となるか。

会長：そうである。

事務局：場所の関係もあるので、来年の土日で調整したいと思う。それでは来年の 13 日、14 日を開催日に一旦決めたいと思う。

会長：推進委員会として提出することでよいか。

委員：はい。

会長：それでは、メール等のやりとりとなるが、申請に向けて進めていきたい。

#### 次回の会議日程について

事務局：次回の推進委員会については、平成 29 年度上半期が終わったあとの取組みの状況となるため、秋頃に開催をしたいと思う。具体的な日程については、会長と日程調整をした後に、委員の皆さまにご連絡をしたいと思う。